

○財務省告示第二百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年七月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百三十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百九号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

四 発行方法 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において決定を受けた各申込みの応募

口	イ	十	十	九	八	二	ハ	ロ	イ	七		
非競争入	入札発行	価格競争	発行価格	振替単位	最低額面金	行争非者特国債市場	行争非者特国債市場	札発行	非競争入	入札発行	価格競争	行争非者・第II
額面金額百円につき九十八円九	格十九銭以上のそれぞれの応募価格	額面金額百円につき九十八円八	平成二十七年七月六日	振替法の規定による振替口座簿	五万円	二千万八千六百六十四	二千万八千六百六十四	八百二十億二千二百二十八万	五十二億八千六百二十八万	二兆五千九百三十七万六千	で二千八百九十二億円	た利付国債について、額面金額

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、

十
二
銭

(一) 年

○・四パーセント
は、払込金額に
式により算出した金額を
十号に規定する期日に
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{16}{365}$$

(二)

係る所得税が源泉徴収の
もとの記載は、記録の
座についで、前記(一)の
にり算出した金額から該
額に百分の二十・三を乗
じ、たし、おいた、(一)
を、非居者に、(一)の法
が、算出た、(一)の法
よる、(一)の法
住者又は外国人が、(一)の法

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ、平成二十七年十二月二十日を支払った金額を次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

平成三十七年六月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年七月六日